

# 議案説明資料

令和4年第3回市議会（定例会）

議案第90号 令和4年度福岡市一般会計補正予算案（教育委員会所管分）

・・・P1

議案第109号 福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

・・・P5

令和4年6月  
教育委員会

議案第90号 令和4年度 福岡市一般会計補正予算案(教育委員会所管分)

一 令和4年度 福岡市一般会計補正予算事項別説明書(教育委員会所管分)

(歳入歳出)

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
	12款 教 育 費	135,946,268	393,976	136,340,244	393,976	—
10	2項 小・中学校費	48,259,147	243,842	48,502,989	243,842	—
11	1目 小 学 校 費					
10	2項 小・中学校費	26,540,804	142,208	26,683,012	142,208	—
13	3目 中 学 校 費					
12	5項 特 別 支 援 費	9,931,123	7,926	9,939,049	7,926	—
13	1目 特 別 支 援 費					

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
そ の 他	計		
千円	千円	千円	
—	393,976	—	1. 小学校管理費 243,842 千円 ○ 給食運営費の追加 243,842 千円 [ 関連歳入 (19) 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金 243,842 千円 ]
—	243,842	—	2. 中学校管理費 142,208 千円 ○ 給食運営費の追加 142,208 千円 [ 関連歳入 (19) 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金 142,208 千円 ]
—	142,208	—	3. 特別支援学校管理費 7,926 千円 ○ 給食運営費の追加 7,926 千円 [ 関連歳入 (19) 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金 7,926 千円 ]
—	7,926	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">給食運営費の補正内容・理由</p> <p>コロナ禍において食材料費が高騰している中、保護者の負担を増やすことなく、学校給食の質の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給食食材の価格高騰相当額について追加するもの。</p> </div> 総括 ○給食運営費（小学校、中学校、特別支援学校） 393,976 千円 [ 関連歳入 (19) 国庫支出金 393,976 千円 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金 ]

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
	そ の 他 の 科 目  ( 本 補 正 外 )	51,215,194	—	51,215,194	—	—
	合 計	135,946,268	393,976	136,340,244	393,976	—

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
そ の 他	計		
千円	千円	千円	
—	—	—	
—	393,976	—	

## 議案第 109 号

### 福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、学校職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の給与について定める等の必要がある。

#### 2 改正の内容

##### (1) 定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備

定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する規定の整備を行う。  
内容は現行の再任用短時間勤務職員の内容と同じ。

##### (2) 60歳を超える学校職員の給与に係る規定の整備

当分の間、60歳を超える学校職員の給料月額は、60歳前の7割水準とすることとする等の規定を追加する。

##### (3) その他

所要の規定の整備を行う。

#### 3 施行期日等（附則）

##### (1) 施行期日

令和5年4月1日

##### (2) 経過措置

暫定再任用職員の給与に関する経過措置を設ける。  
内容は現行の再任用職員の内容と同じ。

# 地方公務員法の一部を改正する法律等の概要

## 1 法改正の趣旨

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要となっていることから、地方公務員について、定年年齢を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等を定めるもの。

## 2 改正の主な内容

### (1) 定年年齢の引上げ

職員の定年年齢を段階的に引き上げ、65歳とする。

年度	令和5年度	令和7年度	令和9年度	令和11年度	令和13年度
定年年齢	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

### (2) 管理監督職勤務上限年齢制

管理監督職勤務上限年齢(原則60歳)に達した管理監督職の職員については、翌年の4月1日までに非管理監督職に降任する。

なお、公務上の必要がある場合には、引き続き、管理監督職として勤務することができる。

### (3) 定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度

① 60歳に達した日以後定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用することができる。

② 定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止する。なお、定年年齢を引き上げる間は、現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置する。

### (4) 情報提供・意思確認制度

職員に60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認する。

### (5) 60歳を超える職員の給与

① 60歳に達した日以後の最初の4月1日以後の職員の給料の月額を7割水準とする。

② 60歳に達した日の属する年度の3月31日以後に退職した場合に、定年引上げ前に定年退職する場合と比べ退職手当が下がらないようにする。

## 3 施行期日

- (1) 2の(4) 公布の日
- (2) 上記以外 令和5年4月1日

( 参 考 ) 定年の引上げイメージ図

	定年退職なし			定年退職なし		定年退職なし		定年退職なし		定年退職なし	
年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
定 年	60歳	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
昭和37年度 (1962年度) 生まれ	<b>60歳</b>	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
	<b>定年退職</b>	暫定再任用									
昭和38年度 (1963年度) 生まれ	59歳	60歳	<b>61歳</b>	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
	情報提供		<b>定年退職</b> 定年前 再任用短時間	暫定再任用							
昭和39年度 (1964年度) 生まれ	58歳	59歳	60歳	61歳	<b>62歳</b>	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳
		情報提供			<b>定年退職</b> 定年前 再任用短時間	暫定再任用					
昭和40年度 (1965年度) 生まれ	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	<b>63歳</b>	64歳	65歳	66歳	67歳
			情報提供				<b>定年退職</b> 定年前 再任用短時間	暫定再任用			
昭和41年度 (1966年度) 生まれ	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	<b>64歳</b>	65歳	66歳
				情報提供					<b>定年退職</b> 定年前 再任用短時間	暫定再任用	
昭和42年度 (1967年度) 生まれ	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	<b>65歳</b>
					情報提供						<b>定年退職</b> 定年前 再任用短時間

※ 年齢は年度末年齢

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第4条の2 (略)</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 教育職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則の<u>定める</u>ところにより決定する。</p> <p>3 委員会において、特に必要があると認める場合は、人事委員会規則の<u>定める</u>ところにより、教育職員の号給を調整することができる。</p> <p>4 教育職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前で人事委員会規則で定める期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 55歳(人事委員会規則で定める教育職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日以後における最初の3月31日の翌日以後在職する教育職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 <u>教育職員のうち、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>	<p>第1条～第4条の2 (略)</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 教育職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則<u>で定める</u>ところにより決定する。</p> <p>3 委員会において、特に必要があると認める場合は、人事委員会規則<u>で定める</u>ところにより、教育職員の号給を調整することができる。</p> <p>4 教育職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前で人事委員会規則で定める期間における<u>当該教育職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 55歳(人事委員会規則で定める教育職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日以後における最初の3月31日の翌日以後在職する教育職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における<u>当該教育職員</u>の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>(削る)</p>

現 行	改 正 案
<p>11 <u>教育職員以外の学校職員のうち、再任用職員</u>の給料月額は、<u>市条例の適用を受ける職員</u>の例による額とする。</p> <p>第5条の2 教育職員のうち、<u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、<u>前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額</u>に、<u>当該職員</u>に係る福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。）<u>第3条</u>の規定に基づき定められる1週間の正規の勤務時間（以下「1週間の正規の勤務時間」という。）を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育職員以外の学校職員のうち、<u>任期付短時間勤務職員</u>の給料月額は、市条例の適用を受ける職員<small>の例による額とする。</small></p> <p>第5条の3 教育職員のうち、育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「<u>育児短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、<u>その者</u>が育児短時間勤務をしていないと仮定した場合における<u>その者</u>の受けるべき給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。</p>	<p>(削る)</p> <p>第5条の2 教育職員のうち、<u>福岡市職員の定年等に関する条例（昭和58年福岡市条例第62号。以下「定年条例」という。）第15条</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額</u>に、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員</u>に係る福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。）<u>第3条第3項</u>の規定に基づき定められる1週間の正規の勤務時間（以下「1週間の正規の勤務時間」という。）を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育職員以外の学校職員のうち、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>の給料月額は、市条例の適用を受ける職員<small>の例による額とする。</small></p> <p>第5条の3 教育職員のうち、育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「<u>育児短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、<u>当該育児短時間勤務職員</u>が育児短時間勤務をしていないと仮定した場合における<u>当該育児短時間勤務職員</u>の受けるべき給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>2 (略)</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第5条の4 (略)</p> <p>2 前項の給料の調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める表における<u>その者</u>の職務の級に応じた額(育児短時間勤務職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員等」という。)にあつては、その額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>(へき地手当)</p> <p>第10条の2 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校(以下「へき地学校」という。)並びにへき地学校に準じる学校(以下「準へき地学校」という。)に勤務する学校職員(<u>再任用職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。この条、次条及び第10条の5において同じ。)には、へき地手当を支給する。</p> <p>2 へき地学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額、<u>その者</u>の給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる当該職員が勤務するへき地学校の級別に応じ、それぞれ当該各号に定める支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第5条の4 (略)</p> <p>2 前項の給料の調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める表における<u>当該職員</u>の職務の級に応じた額(育児短時間勤務職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員等」という。)にあつては、その額に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>(へき地手当)</p> <p>第10条の2 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校(以下「へき地学校」という。)並びにへき地学校に準じる学校(以下「準へき地学校」という。)に勤務する学校職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。この条、次条及び第10条の5において同じ。)には、へき地手当を支給する。</p> <p>2 へき地学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額、<u>当該職員</u>の給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる当該職員が勤務するへき地学校の級別に応じ、それぞれ当該各号に定める支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 準へき地学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額、<u>その者</u>の給料及び扶養手当の月額の合計額に、100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第10条の3～第11条の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第11条の3～第13条 (略)</p> <p>附 則 1～4 (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 準へき地学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額、<u>当該職員</u>の給料及び扶養手当の月額の合計額に、100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第10条の3～第11条の2 (略)</p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</u></p> <p><u>第11条の2の2 第5条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>第11条の3～第13条 (略)</p> <p>附 則 1～4 (略)</p> <p><u>5 当分の間、学校職員の給料月額、当該学校職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第7項において「特定日」という。)以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該学校職員の属する職務の級及び当該学校職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p><u>6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p><u>(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p><u>(2) 定年条例第10条第1項又は第2項の</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>(3) 定年条例第3条第2項に規定する職員</p> <p>(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</p> <p>7 定年条例第8条に規定する他の職への降任等をされた学校職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第9項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（委員会が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が当該学校職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超</p>

現 行	改 正 案
	<p><u>える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該学校職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該学校職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p><u>9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（附則第5項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第7項に規定する学校職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、委員会の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p><u>10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、委員会の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p><u>11 附則第7項又は前2項の規定による給料を支給される教育職員に対する第5条の3第1項及び第9条並びに福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年福岡市条例第58号）第3条第1項の規定の適用については、第5条の3第1項中「受けるべき給料月額」とあるのは「受けるべき給料月額と附則第7項、附則第9項又は附則第10項の規定による給料の額との合計額」と、第9条及び同条例第3条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第7項、附則</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>第9項又は附則第10項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p>12 <u>附則第5項の規定の適用を受ける教育職員に対する第5条の4第2項及び第10条第2項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「応じた額」とあるのは、「<u>応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）</u>」とする。</u></p> <p>13 <u>附則第5項の規定により学校職員の給料月額を改定を行うときは、法第49条第2項の規定による説明書の交付の請求があつた場合を除き、同条第1項に規定する説明書を交付しないものとする。</u></p> <p>14 <u>附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p> <p>(以下略)</p>

現 行

別表第1 給料表  
1 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		<u>233,500</u>	<u>273,800</u>	<u>302,500</u>	<u>330,600</u>	<u>414,700</u>

備考 (略)

改 正 案

別表第1 給料表  
1 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		基 準 給料月額				
定年前再任用短時間勤務職員		円 <u>233,500</u>	円 <u>273,800</u>	円 <u>302,500</u>	円 <u>330,600</u>	円 <u>414,700</u>

備考 (略)

現 行

3 教育職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)	(略) 円				
		<u>233,500</u>	<u>273,800</u>	<u>302,500</u>	<u>330,600</u>	<u>414,700</u>

備考 (略)

改 正 案

3 教育職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	(略) 円				
		基 準 給料月額				
定年前再任用短時間勤務職員		円 <u>233,500</u>	円 <u>273,800</u>	円 <u>302,500</u>	円 <u>330,600</u>	円 <u>414,700</u>

備考 (略)

現 行

4 教育職給料表(4)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員 以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		<u>224,700</u>	<u>270,600</u>	<u>297,600</u>	<u>323,900</u>	<u>404,700</u>

備考 (略)

別表第2～別表第4 (略)

改 正 案

4 教育職給料表(4)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
		基 準 給料月額				
定年前再任用短時間勤務職員		円 <u>224,700</u>	円 <u>270,600</u>	円 <u>297,600</u>	円 <u>323,900</u>	円 <u>404,700</u>

備考 (略)

別表第2～別表第4 (略)

現 行

別表第5

1 義務教育等教員特別手当月額表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
再任用職員 以外の職員	(略)					
再任用職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3 義務教育等教員特別手当月額表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
再任用職員 以外の職員	(略)					
再任用職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

4 義務教育等教員特別手当月額表(4)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
再任用職員 以外の職員	(略)					
再任用職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 案

別表第 5

1 義務教育等教員特別手当月額表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)					
定年前再任用短時間勤務職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3 義務教育等教員特別手当月額表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)					
定年前再任用短時間勤務職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

4 義務教育等教員特別手当月額表(4)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)					
定年前再任用短時間勤務職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

福岡市立学校職員の給与に関する条例(昭和29年福岡市条例第12号)の一部改正(附則)

現 行	改 正 案
	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 学校職員のうち、暫定再任用職員(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年福岡市条例第 号)附則第2条第10号に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。)(暫定再任用短時間勤務職員(同条第11号に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。))を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるこの条例による改正後の福岡市立学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第1項及び第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第5条の2第1項及び第3項の規定を適用する。</p> <p>4 改正後の条例第5条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>